

## 意見書

「医療的ケア児」が義務教育を十分受けられるよう、  
居宅以外の場所での「訪問看護・居宅介護」を認めてほしい

### ① 医療的ケア児とは

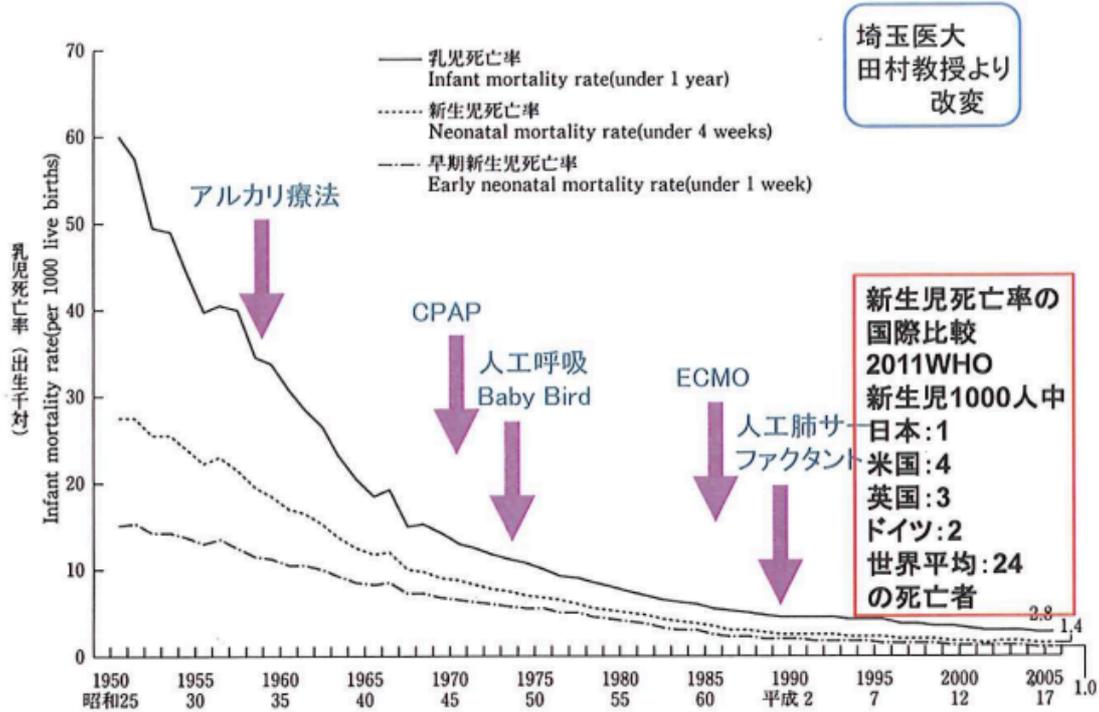


生活する中で”医療的ケア”（鼻からチューブで栄養を取る「経管栄養」、喉に取り付ける「人工呼吸器」、胃に直接栄養を送る「胃ろう」等）を必要とする子どもを、「医療的ケア児」と言います。

### ② 増え続ける医療的ケア児

近年の**新生児医療の発達**により、都市部を中心に NICU（新生児集中治療室）が増設された結果、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもなど、以前なら出産直後に亡くなっていたケースであっても助かることが多くなっています。その結果、**医療的ケアを必要とする子どもの数は増加傾向**にあります。

# 新生児死亡率の推移



## 急増する在宅で医療ケアが必要な子ども 文部科学省の全国調査から

医療的ケアが必要な児童数(小学校~中学)		
	平成23年5月	平成25年5月
人工呼吸器の使用数	850名	1270名
医療的ケアが必要な児童数(延べ数)	19,303名	25,175名

### ③ 医療的ケアがあるだけで、学校に通えない子どもたち

特に問題となっているのは、医療的ケア児の「義務教育」の保障です。医療的ケア児のほとんどは特別支援学校に入学します。その通学手段として「スクールバス」を利用しますが、医療的ケアの実施に安全性が担保できない等を理由に乗車することは叶いません。また、**校内に十分な看護師を配置できない学校では、通学すること自体断られるケースもあります。**

さらに、よしんば通学することができても、「親同伴」であることを求められ、親（特に母親）が就労を断念し、経済環境を悪化せざるを得なくなります。

どのような子どもも、学校で教育を受ける権利があるにも関わらず、通学することすらできない子どもが存在します。

### ④ 訪問教育の不十分な現状

学校に通えない子どもは、「訪問教育」を選択することになります。訪問教育とは、「障害が重度・重複していて養護学校等に通学困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育※1」のことです。

しかし、この訪問教育の実態は、全国の平均で「週 2,75 回・180 分/回」、東京では、「週 3 回・120 分/回」という学校がほとんどです。つまり、義務教育にも関わらず、週 5 回の授業が受けられないという状況です。通学が可能か、そうでないかで、児が受ける「教育の差」が大きく変わることは明らかであり、**在宅で過ごす医療的ケア児が学校へ行けるような対策が早急に必要だと考えます。**

(※1 文部省初等中等教育局特殊教育課「訪問指導事例集」昭和 53 年 2 月)

(※2 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 第 2 号 2013 年 3 月)

⑤ 通学時における「訪問看護および居宅介護の利用」を特例で認めるよう希望します。

医療的ケア児が当然の権利である義務教育を受けられるようにするために、通学時や学校内において「訪問看護」と「居宅介護」の両方を利用できるよう希望します。児に付き添う看護師あるいは介護士が、通学時や授業中における医療的ケアを担うことができ、児が学校に通うことが可能になります。

しかし、訪問看護および居宅介護を提供する場所は、「居宅」に限られています。義務教育の保障のためにも、現在の「居宅のみ」の解釈範囲を広げ、教育の場と在宅をつなぐ場（登校時や教室内での支援等）でも利用できるようにしていただきたいと強く希望します。

#### <参考資料>

□訪問看護が「居宅のみ」とする根拠法

・健康保険法 「第二款 第八十八条」

「被保険者が、厚生労働大臣が指定する者から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う）

□居宅訪問事業が「居宅のみ」とする根拠法

・障害者総合支援法 「第一章 第五条」

この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

以上

全国医療的ケア児者支援協議会

駒崎 弘樹（認定 NPO 法人フローレンス 代表理事）

戸枝 陽基（社会福祉法人むそう 理事長）

矢部 弘司（NPO 法人 SDJ 理事長）